

違法伐採問題に関する自主的行動指針

社団法人 全日本文具協会
制定 平成 18 年 10 月 20 日

平成 17 年 7 月に英国で開催された G 8 サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、社団法人 全日本文具協会(以下、「全文協」という。)は、グリーン購入法の特定調達品目適合製品の原材料となる木材・木材製品(紙など)の違法伐採問題に関する自主的行動指針を制定し、ここに公表する。

- 1 全文協および会員は、地球環境、生態系の破壊につながる違法な森林の伐採に反対を表明する。
- 2 会員は、合法性等の証明された木材・木材製品(紙など)の調達を促進する。
- 3 会員は、本行動指針に則して製品の原材料となる木材・木材製品(紙など)の調達方針の策定や、原材料の合法性の確認体制整備に努力する。
- 4 全文協および会員は、違法伐採問題におけるわが国政府の取組に協力し、製紙・木材業界との連携を図る。

以上